

定 款

株式会社サイバー・バズ

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サイバー・バズと称し、英文ではCyberBuzz, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した広告代理業務
2. インターネットによるビジネスに関するコンサルティング業務
3. インターネット上でのシステム設計・開発・運用・仲介及び斡旋
4. コンピュータソフトウェア・ハードウェアの企画、開発及び販売
5. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
6. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務
7. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
8. 各種企業の事業計画、市場調査の請負
9. 各種マーケティング業務
10. 各種イベントの運営代行業務
11. インターネットを利用した各種情報提供サービス
12. インターネットによる物品の販売及びそれに関連するサービスの提供
13. 化粧品、健康食品及び衣類品等の企画、開発、販売
14. 経営コンサルタント業
15. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
16. 人材育成のための研修及びコンサルティング事業
17. 投資業及び投資運用業に関する業務
18. 投資事業組合財産の運用及び管理に関する業務
19. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は14名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第28条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第29条 取締役会長は、当社の業務を総轄し、取締役社長は、当社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を執行する。また、常務取締役は取締役社長を補佐して、その業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める「取締役会規程」による。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行上の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除等)

第33条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の取締役の責任について、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 3 4 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 3 5 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、前項の招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 3 6 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 3 7 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 3 8 条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める「監査等委員会規程」による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第 3 9 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 4 0 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

（事業年度）

第 4 1 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 4 2 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(中間配当)

第43条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。

2. 第17回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の本定款第42条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第2条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第17回定時株主総会決議による変更前の定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

2. 本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。

平成18年3月22日

平成18年12月19日改定

平成26年2月28日改定

平成26年12月9日改定

平成29年12月14日改定

平成30年6月1日改定

平成30年12月12日改定

平成31年2月14日改定

令和元年12月18日改定

令和2年12月16日改定

令和4年12月14日改定

以上、当社の現行定款に相違ありません。

令和4年12月14日

東京都渋谷区桜丘町20番1号
株式会社サイバー・バズ
代表取締役 高村彰典

